北秋田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月30日

北秋田市長　　津　谷　永　光

北秋田市規則第37号

北秋田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

北秋田市国民健康保険税条例施行規則（平成29年北秋田市規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「条例第30条第１項第１号、第２号又は第４号」を「条例第26条第１項第１号、第２号又は第４号」に改め、同条第１号中「条例第30条第１項第１号」を「条例第26条第１項第１号」に改め、同条第２号中「条例第30条第１項第２号」を「条例第26条第１項第２号」に改め、同条第３号中「条例第30条第１項第４号」を「条例第26条第１項第４号」に改める。

第４条第１項の表中「第３条第１号」を「前条第１号」に、「第３条第２号」を「前条第２号」に、「第３条第３号」を「前条第３号」に、「第３条第４号」を「前条第４号」に改め、同条第２項中「条例第30条第１項第３号」を「条例第26条第１項第３号」に、「条例第30条第１項第３号」を「条例第26条第１項第３号」に、「条例第28条」を「条例第23条」に、「条例第28条第１項第１号又は第２号」を「条例第23条第１項第１号又は第２号」に、「条例第28条」を「条例第23条」に、「条例第28条第１項第１号若しくは第２号」を「条例第23条第１項第１号若しくは第２号」に、「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第２項第９号ロ」を「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第２項第８号ロ」に改める。

第６条第１項中「条例第30条第２項」を「条例第26条第２項」に改める。

第12条第１項第１号中「条例第30条第３項」を「条例第26条第３項」に改め、同条第２項中「取消しは、」の次に「前項」を、「し、」の次に「同項」を加え、同条第３項中「条例第30条第３項」を「条例第26条第３項」に改める。

様式第１号中「北秋田市国民健康保険税条例第30条第２項」を「北秋田市国民健康保険税条例第26条第２項」に改める。

様式第７号中「第30条第１項第１号」を「第26条第１項第１号」に、「第30条第１項第２号」を「第26条第１項第２号」に、「第30条第１項第３号」を「第26条第１項第３号」に、「第30条第１項第４号」を「第26条第１項第４号」に改める。

様式第９号中「北秋田市国民健康保険税条例第30条第３項」を「北秋田市国民健康保険税条例第26条第３項」に改める。

様式第15号中「北秋田市国民健康保険税条例第33条」を「北秋田市国民健康保険税条例第24条の３」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第１号（第２条、第６条関係）

国民健康保険税減免申請書

年　　月　　日

北秋田市長　　様

北秋田市国民健康保険税条例第 26 条第 2 項に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申　請　者 （納税義務者）	住所			
	氏名	㊞	電話	

減免申請書（いずれか１つを選択）

第１号関係	□　生活保護法に規定する援助を受けている。 生活保護開始年月日（　　年　　月　　日） 生活保護受給中の場合、生活保護受給証明書を添付してください。 □　世帯の収入が生活保護法の基準による最低生活費の額以下
第２号関係	□　失業・疾病・負傷その他の理由による所得見込金額の減少
第３号関係	□　震災、風水害、落雷、火災その他の災害等による土地・家屋等資産の損失
第４号関係	□その他の理由 ……

減免を受けようとする税額等

課税年度	期別	納　期	税　額
年度		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
		・　・	円
合　計			円

※　この申請書は、状況説明書（様式第２号）のほかに下記の必要な書類を添えて納期限までに提出してください。

（１）　申請理由を明らかにするもの〔ア．雇用保険受給資格者証明書、解雇通知書　イ．給与証明書（様式第３号）※直近の給与明細書に変えることもできます。　ウ．罹災証明書　エ、医療機関を受診していることが分かるもの〕

（２）　世帯主等の収入及び資産（状況説明書記載）等について明らかにするもの

（３）　上記の提出又は提示が困難な場合には、証明できない記載事項の調査に関する同意書に変えることができます。（様式第４号。任意提出）

様式第７号（第２条、第 11 条関係）

国民健康保険税減免承認決定通知書

年　月　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　様

被保険者証番号＿＿＿＿＿＿＿＿

北秋田市長　津　谷　永　光　印

年　月　日付けで申請のあった、　　年度国民健康保険税の減免について、下記のとおり承認したので通知します。

区　分	決定前税額	減　免　額	決定後税額	減　免　該　当　条　項
第１期				○北秋田市国民健康保険税条例 第 26 条第１項第１号 （公私の扶助及び公的扶助） 第 26 条第１項第２号 （所得の減少） 第 26 条第１項第３号 （旧被扶養者） 第 26 条第１項第４号 （その他特別の事情）
第２期				
第３期				
第４期				
第５期				
第６期				
第７期				
第８期				
計				

減免額合計		減免決定後の年税額	

※　この決定について不服がある場合は、行政不服審査法第２条の規定により、この通知書を受け取った日から起算して３か月以内に北秋田市長に審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市を被告として（市長が被告の代表）提起することができます。なお、決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求のあった日から３か月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

※　北秋田市国民健康保険税減免取扱規則第 12 条により、市長は、減免の決定後において、届出又は事後調査により当該決定を受けた者が減免の事由に該当しなくなったと認めるときは、減免の決定を取り消すものとします。

※　減免理由が消滅又は、変更になったときは、速やかにその旨を申告してください。

様式第９号（第２条、第 12 条関係）

国民健康保険税減免事由消滅申告書

年　　月　　日

北秋田市長　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保険者証番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け、　　で承認決定された　　年度国民健康保険税の減免について、次の理由により減免事由が消滅しましたので、北秋田市国民健康保険税条例第 26 条第３項の規定により申告します。

【承認の決定内容】

区　分	決定前税額	減免決定額	決定後税額	減　免　事　由
第１期				
第２期				
第３期				
第４期				
第５期				
第６期				
第７期				
第８期				
随　期				
計				

【減免事由の消滅理由】

様式第 15 号（第 2 条関係）

産前産後期間に係る保険税減額届出書

北 秋 田 市 長　　様

北秋田市国民健康保険税条例第 24 条の3に規定する出産被保険者について、次のとおり届け出ます。

令和　　年　　月　　日

A.世帯主	フリガナ ①氏　名	
	②生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日
	③住　所	北秋田市
	④個人番号	－　　－　　－
	⑤電話番号	－　　－
B.出産する方	□世帯主と同じ	
	フリガナ ①氏　名	
	②生年月日	昭和 ・ 平成　　年　　月　　日
	③住　所	北秋田市
	④個人番号	－　　－　　－
	⑤電話番号	－　　－
C.出産予定日又は出産日	令和　　年　　月　　日	
D.単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎　・　多胎	

〈注意事項〉

1. この届出書は、出産予定日の6か月前から提出することができます。
2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。
 なお、以前お住まいの市町村に産前産後の保険税（料）減額について届け出ていた場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。
3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。
 ①出産予定日を確認することができる書類(出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類)
 ②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類

職員記入欄

証番号	
添付書類	□母子手帳写し　□その他書類
減免期間	年　月～　年　月
受付	

受付印

（資料）北秋田市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改正後	改正前
（減免の範囲） 第３条　条例第26条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する者とは、それぞれ次の各号に定める者とする。 （１）　条例第26条第１項第１号該当 ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受ける者 イ　当該世帯の収入額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「生活保護基準」という。）により算定した最低生活費の額以下の者で、生活困窮状態にあると認められる者 （２）　条例第26条第１項第２号該当 ア　納税義務者及び納税義務者と生計を一にする者（以下「納税義務者等」という。）の前年の所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第６号に規定する退職手当等、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第３項に規定する公的年金等（遺族年金等を含む。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく給付金その他これらに類する給付金にあってはその全額とし、土地等の譲渡に係る収入にあっては必要経費を控除した金額をいう。以下同じ。）の合計額が1,000万円以下で、失業、疾病、負傷その他これらに類する事由により当該年の所得金額の合計見込額が皆無となる者 イ　納税義務者等の前年の所得金額の合計額が1,000万円以下で、失業、疾病、負傷、その他これらに類する事由により当該年の所得金額の合計見込額が前年の所得金額と比較して２分の１以上減少する者 （３）　条例第26条第１項第４号該当 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害等により納税義務者等の所有に係る財産について甚大な損失を被った者であって、納税義務者等の前年の所得金額の合計額が1,000万円以下で、納税義務者等の居住用の土地、家屋、家財等及び事業用の資産の損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）がその資産の価格の10分の３以上の損失を被った者	（減免の範囲） 第３条　条例第30条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する者とは、それぞれ次の各号に定める者とする。 （１）　条例第30条第１項第１号該当 ア　生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく扶助を受ける者 イ　当該世帯の収入額が生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「生活保護基準」という。）により算定した最低生活費の額以下の者で、生活困窮状態にあると認められる者 （２）　条例第30条第１項第２号該当 ア　納税義務者及び納税義務者と生計を一にする者（以下「納税義務者等」という。）の前年の所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第６号に規定する退職手当等、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第３項に規定する公的年金等（遺族年金等を含む。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定に基づく給付金その他これらに類する給付金にあってはその全額とし、土地等の譲渡に係る収入にあっては必要経費を控除した金額をいう。以下同じ。）の合計額が1,000万円以下で、失業、疾病、負傷その他これらに類する事由により当該年の所得金額の合計見込額が皆無となる者 イ　納税義務者等の前年の所得金額の合計額が1,000万円以下で、失業、疾病、負傷、その他これらに類する事由により当該年の所得金額の合計見込額が前年の所得金額と比較して２分の１以上減少する者 （３）　条例第30条第１項第４号該当 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害等により納税義務者等の所有に係る財産について甚大な損失を被った者であって、納税義務者等の前年の所得金額の合計額が1,000万円以下で、納税義務者等の居住用の土地、家屋、家財等及び事業用の資産の損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）がその資産の価格の10分の３以上の損失を被った者

改正後

（４）　（略）

（減免の額）

第４条　前条の規定に該当する者の国民健康保険税の減免の額は、次の表の左欄に掲げる理由の区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。この場合において、２以上の理由に該当する者の減免の額は、減免される金額の多い理由の区分に応じた額とする。ただし、市長は、税負担の公平性の観点から特に必要があると認めるときは、当該減免の額を増減することができるものとする。

理由	減免の額
前条第1号	全額
前条第2号	(1)　所得が皆無となった世帯　全額 (2)　所得が3分の2以上減じた世帯　10分の5の額 (3)　所得が2分の1以上減じた世帯　10分の3の額
前条第3号	(1)　損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき ア　合計所得金額が500万円以下の世帯　2分の1の額 イ　合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯　4分の1の額 ウ　合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯　8分の1の額 (2)　損害の程度が10分の5以上のとき ア　合計所得金額が500万円以下の世帯　全額 イ　合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯　2分の1の額 ウ　合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯　4分の1の額
前条第4号	市長が認める額

２　条例第26条第１項第３号に該当する場合　次の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　条例第26条第１項第３号の規定による旧被扶養者（以下この号において「旧被扶養者」という。）に係る所得割額　当該所得割額の全額

改正前

（４）　（略）

（減免の額）

第４条　前条の規定に該当する者の国民健康保険税の減免の額は、次の表の左欄に掲げる理由の区分に応じ、当該右欄に掲げる額とする。この場合において、２以上の理由に該当する者の減免の額は、減免される金額の多い理由の区分に応じた額とする。ただし、市長は、税負担の公平性の観点から特に必要があると認めるときは、当該減免の額を増減することができるものとする。

理由	減免の額
第3条第1号	全額
第3条第2号	(1)　所得が皆無となった世帯　全額 (2)　所得が3分の2以上減じた世帯　10分の5の額 (3)　所得が2分の1以上減じた世帯　10分の3の額
第3条第3号	(1)　損害の程度が10分の3以上10分の5未満のとき ア　合計所得金額が500万円以下の世帯　2分の1の額 イ　合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯　4分の1の額 ウ　合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯　8分の1の額 (2)　損害の程度が10分の5以上のとき ア　合計所得金額が500万円以下の世帯　全額 イ　合計所得金額が500万円を超え750万円以下の世帯　2分の1の額 ウ　合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下の世帯　4分の1の額
第3条第4号	市長が認める額

２　条例第30条第１項第３号に該当する場合　次の区分に応じ、それぞれに定める額

ア　条例第30条第１項第３号の規定による旧被扶養者（以下この号において「旧被扶養者」という。）に係る所得割額　当該所得割額の全額

改正後	改正前
イ　旧被扶養者に係る被保険者均等割額　資格取得日の属する月以降２年を経過する月までの間に限り、次に掲げる額を減免する。条例第23条に規定する減額賦課による軽減額と合わせた額が、当該減額賦課をしない場合の当該被保険者均等割額の半額となるべき額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第１項第１号又は第２号に該当する世帯である場合は、適用しない。）	イ　旧被扶養者に係る被保険者均等割額　資格取得日の属する月以降２年を経過する月までの間に限り、次に掲げる額を減免する。条例第28条に規定する減額賦課による軽減額と合わせた額が、当該減額賦課をしない場合の当該被保険者均等割額の半額となるべき額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第28条第１項第１号又は第２号に該当する世帯である場合は、適用しない。）
ウ　旧被扶養者のみで構成される世帯である場合の世帯別平等割額　資格取得日の属する月以降２年を経過する月までの間に限り、次に掲げる額を減免する。条例第23条に規定する減額賦課による軽減額と合わせた額が、当該減額賦課をしない場合の当該世帯別平等割額の半額となるべき額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第23条第１項第１号若しくは第２号に該当する世帯又は国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第２項第８号ロに規定する特定世帯である場合は、適用しない。）	ウ　旧被扶養者のみで構成される世帯である場合の世帯別平等割額　資格取得日の属する月以降２年を経過する月までの間に限り、次に掲げる額を減免する。条例第28条に規定する減額賦課による軽減額と合わせた額が、当該減額賦課をしない場合の当該世帯別平等割額の半額となるべき額（旧被扶養者の属する世帯が、条例第28条第１項第１号若しくは第２号に該当する世帯又は国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の７第２項第９号ロに規定する特定世帯である場合は、適用しない。）
（減免の申請） 第６条　条例第26条第２項の規定により国民健康保険税の減免申請をしようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第１号）（以下「減免申請書」という。）に、状況説明書（様式第２号）、給与証明書（様式第３号）その他市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。 ２　（略）	（減免の申請） 第６条　条例第30条第２項の規定により国民健康保険税の減免申請をしようとする者は、国民健康保険税減免申請書（様式第１号）（以下「減免申請書」という。）に、状況説明書（様式第２号）、給与証明書（様式第３号）その他市長が必要と認める書類を添付して申請しなければならない。 ２　（略）
（減免の取消し） 第12条　市長は、前条の減免の承認の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取消すものとする。 （１）　条例第26条第３項の規定に基づき、減免を受けた者からその事由が消滅した旨の申告を受けたとき。 （２）　（略） ２　前項に規定する減免の取消しは、前項第１号に規定する場合にあっては、当該減免前の納付すべき税額において減免事由が消滅した日以降に到来する納期の税額について適用し、同項第２号に規定する場合にあっ	（減免の取消し） 第12条　市長は、前条の減免の承認の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免を取消すものとする。 （１）　条例第30条第３項の規定に基づき、減免を受けた者からその事由が消滅した旨の申告を受けたとき。 （２）　（略） ２　前項に規定する減免の取消しは、　第１号に規定する場合にあっては、当該減免前の納付すべき税額において減免事由が消滅した日以降に到来する納期の税額について適用し、　第２号に規定する場合にあっ

改正後	改正前
ては、当該減免前の納付すべき税額に適用する。 ３　条例第26条第３項の減免事由が消滅した旨の申告書は、国民健康保険税減免事由消滅申告書（様式第９号）による。 ４　（略）	ては、当該減免前の納付すべき税額に適用する。 ３　条例第30条第３項の減免事由が消滅した旨の申告書は、国民健康保険税減免事由消滅申告書（様式第９号）による。 ４　（略）
様式第１号（第２条、第６条関係） （略）	様式第１号（第２条、第６条関係） （略）
様式第７号（第２条、第11条関係） （略）	様式第７号（第２条、第11条関係） （略）
様式第９号（第２条、第12条関係） （略）	様式第９号（第２条、第12条関係） （略）
様式第15号（第２条関係） （略）	様式第15号（第２条関係） （略）